原判決を破棄する。

被告人を科料九百円に処する。

右科料を完納することができないときは、三百円を一日に換算した期間 被告人を労役場に留置する。

押収してある新聞紙「A」一枚(東京高等裁判所昭和三三年押第一九三号)はこれを没収する。

原審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

由

本件各控訴の趣意については、弁護人ならびに検察官がそれぞれ差し出した各控訴趣意書の記載を引用する。

(以下各論点に対する当裁判所の判断を示すにあたり、論理にしたがいまず判断

を必要と認めたものから始め必ずしも控訴趣意書記載の順序によらない。)

弁護人の控訴趣意第二点は、まず原判決が認定した事実中、被告人がその発行にかかる旬刊新聞「A」の昭和三〇年八月一二日付紙上に「BタイムスのC君選挙妨 害で起訴さる」と題して掲載した記事の中で「Bタイムスは天下の公器だ等とタン 力をきれば、オモチヤのピストルを本物であると自ら認めることになる。もつとも この種の新聞は、ある候補の悪口を書くときは、それと対立する候補から相当の金をもらつて罰金覚悟で悪口を書くので、二万五千円ぐらいの罰金で済むなら大いに タンカをきつて男を売ることを考えるかも知れない。」と事実を摘示して名誉を毀 損し、とある点は、法律的に事実摘示がないと解すべきもの(右のうち事実摘示と 認め得るものがありとすれば、わずかに「もつともこの種の新聞は……書くので」 の個所に過ぎず、その余は仮定的な前提の上の論理および筆者の推測を記載したに 過ぎない。右の強いて言えば事実摘示とみられる個所も、本来右記事を全体として 新聞人のあり方などについての評論とみるべきで、Bタイムスを一例としてとり上 げ新聞が利欲あるいは虚名を博するために他人の悪口を書くことの非を論じたに過 ぎず、その評論の中に合して事実摘示としての意味を失つており、法律的に事実摘 示がないと解するのを相当とする。)を事実の摘示ありと認定したもので、右は判 決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認であると言い、また検察官の控訴趣意第一点は、本件公訴事実は、被告人がその編集兼発行人である前記昭和三〇年八月一二 日付新聞「A」紙上に別紙記載のような記事を掲載しそのころ右新聞約千五百部を 上田市、小諸市およびその隣接町村ならびに東京都内に頒布しもつて公然事実を摘 示してCの名誉を毀損したものであるというのであるが、原判決は右のうちわずか に「Bタイムスは天下の公器だ等とタンカをきれば……男を売ることを考えるかも 知れない。」との事実のみを摘示したことを認めたにとどまり、それ以外の事実を 看過し、不可分な事実の一部のみを分割して認定した誤がある。仮に右新聞記事の 記載を分割して検討するとしても、原判決が認めなかつた左の四点は少くとも明白に被害者の社会的評価を侵害する事実の摘示であるといわなければならない。

(一) Bタイムスが、新聞倫理綱領に照らしても、東西の新聞論者の定義に見ても、「社会的正義を守り、真実を報道する」新聞でないことは衆知のとおりである。

(二) D氏は、Bタイムスに選挙妨害をされたと思つても、Bタイムスが果して妨害するほどの力があるかどうか?巷間聞くところによれば、Bタイムスに提灯記事を書かれれば、マイナスになり、悪口を書かれれはかえってその人の信用を増すといわれている。

(三) 選挙の際など候補者の多くは、C君を敬遠して「お金はやるから提灯記事は書かないでくれ」と頼むそうであるが、D氏がBタイムスて悪口を書かれるということは、かえつてD氏には有利であるという人々が決して少くない。

(右(一)の記事は単なる抽象的観念の表示ではなる、新聞倫理綱領に照らしても東西の新聞論者の定義に見ても「社会正義を守り……新聞」でないという経験的な具体的事実についての判断である。したがつてそれは名誉を毀損する事実の摘示というべきである。(二)の記載は「Bタイムスに提灯記事を書かれれば……信用を増す」という具体的経験的な事実を摘示したもので、伝聞の内容をなす事実が摘示されたものである。それが伝聞であるからといつて名誉毀損の罪を免れることはできない。(三)についても同様で伝聞の内容たる事実がすなわち名誉を毀損する

事実である。(四)が事実の摘示であることは今さら説明を要しないところである。)しかるに原判決は右(一)ないし倒を名誉を毀損する「事実の摘示」と認めず、(二)、(三)の一部分を抽出してこれを侮辱と認定したもので、明らかに事実の認定を誤つたものというべく、しかもこの事実誤認によつて公訴事実を不当に小さく認定したのであるから、右は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認であると主張する。

しかしながら従来判例の示すところによれば、刑法第二三一条所定の侮辱罪が事 実を摘示しないで他人の社会的地位を軽蔑する犯人自己の抽象的判断を公然発表す ることによって成立するものであるのに対し、同法第二三〇条第一項所定の名誉毀 損罪は他人の社会的地位を害するに足るべき具体的事実を公然告知することによつ て成立するものであつて、ともに人の社会的地位を侵害する罪である点においては その性質を同じうするものとされている(大審院大正一五年七月五日判決大審院刑 事判例集五巻三〇三頁登載、同大正一五年一〇月七日判決等参照)、にかかわら ず、一は侮辱罪、他は名誉段損罪としてそれぞれ罪名を分けてその処罰に軽重を設けた所以は、ひつきよう右の侵害が具体的な事実上の根拠を示すことによつてなされる場合とそうでなくして単に抽象的な人の意見判断自体によつてなされる場合と では、その間一般に社会に訴える力の相違が認められるので、その侵害の危険換言 すれば一般第三者が被害者の社会的地位に対し不利益な判断をするおそれの大小に ついて両者おのずから差があり、ひいてこれに対する刑法上保護の必要の程度をも 異にすべきものと考えられるため、犯罪の構成要件上「事実摘示」の有無にしたが つて両者の罪を区別するのを相当としたからであると解しなければならない。した がつて名誉毀損罪を構成する要件としての「事実摘示」の意味内容はよろしく上に述べた立法の趣旨に基いてこれを定むべきもので、判例の説くところもまたこれと同一の軌に出たものとして理解すべきであると考える。(事実とは何か、その概念 は相対的なもので、この言葉を用いる目的の異るによつて相違し、一概にこれを定 めることはできない。具体的といい抽象的という言葉の内容についても同様であ る。しかして名誉毀損罪と侮辱罪との区別について前者を他人の客観的、外部的な 社会的名誉を害する罪、後者を他人の主観的、内部的な名誉感情を傷つける罪とし て両者その保護法益を異にするものであるとする有力な学説があり、かような見地から名誉毀損罪における事実摘示の意義を論ずるとすれば、あるいは別個の結論を生ずるかも知れない—小野清一郎著「刑法における名誉の保護」三一五、三一六参照—が、両者の罪の差を単に「事実網示」の有無に求める判例の立場に立つかぎ り、当然本文説示のように問題を理解するの〈要旨〉が相当であろう。なお刑法第 三〇条の二が名誉毀損罪にかぎつて特定の場合にいわゆる真実の証明を許して</要 旨>いることは、まさに同罪について事実摘示がその構成要件とされていることに対 応するもので、したがつて右の事実とは、単なる人の意見判断ではなくしていわゆる真実の証明に適するような具体的事実—それ自体が他人の社会的地位を害するに足るべき—でなければならないと考えることもできるわけである。)いまかような 観点に立つて所論の当否を検討すると、検察官指摘の(一)の点はもちろん、弁護 人が「強いていえば事実摘示とみられる個所」としている点さえも、結局本件被害 者の発行にかかる新聞のもつ一般的性格(社会正義を守り真実を報道する新聞でな いとか、またこの種の新聞はある候補の悪口を書くときはそれと対立する候補から 相当の金をもらつて罰金覚悟で書くものだとか)についての被告人の意見判断を示 、したがつてそれは判例のいわゆる他人の社会的地位を軽蔑する犯人 したに過ぎず、 自己の抽象的判断を発表したにほかならないもので他人の社会的地位を害するに足 るべき具体的事実を告知したものでないから、名誉毀損罪の構成要件としての「事 実摘示」があつた場合にあたらないといわなければならない。また検察官指摘の (二) のうち「巷間聞くところによれば云々」、同(三) および(四) の各点は、 いずれも風聞ないし他人の言動を引用したもので、その風聞等の存在は一の事実で あるにしても、その内容は本件被害者の発行する新聞の報道記事に対する関係者自 身の不信の意見を表明しまたはこれを反映したものに過ぎないと認められるので、 社会的評価に及ぼす影響、換言すればどの程度他人の社会的地位を侵害するおそれ があるかどうかという見地からみれば、それはまさに前述の犯人自身の意見判断と 同等に取り扱うのが至当であつて、これまたいわゆる「事実摘示」があつた場合に あたらないというべきである。なお「事実摘示」があつたものとして原判決におい て判示し、または検察官から指摘された点ですでに説明済の部分を除く残余につい ては、いずれも弁護人のいうように、仮定的な前提のうえの論理ないし単なる推測 の域を出ない性質のものでいわゆる「事実摘示」にあたらないことは、あらためて

説明をまつまでもないと考える。これを要するに、問題となつている新聞記事全文を通読すれば、その趣意は、「Bタイムス」という新聞を発行しているCが選挙妨 害の評論を掲載した号外新聞を発行したかどで起訴された事実を報道するに際し、 「果して犯罪は成立するか?C君の出方如何が見もの」との表題の下 に、右「Bタイムス」はCの生活のための手段であり武器に過ぎず、社会正義を守 り真実を報道する新聞ではないとけなしたうえ、同新聞の報道は世間に信用がない から選挙妨害の評論を掲載したからといつて果して現実に選挙を妨害するほどの力 があったかどうか疑問であるとして、風聞、他人の言動等を引用して右Cを皮肉にあざけりさらに同人が右起訴に対しどのような態度に出るかその出方が見ものであ るとして、いろいろの場合を仮定推測して、同人個人のとるべき行動に関し揶揄軽 侮の論評を加えるにあたつたものと認められるのである。結局被告人の所為は単に 侮辱罪を構成するにとどまり、名誉毀損罪を構成しないものといわなければならな い。しからば、原判決の認めない点について名誉毀損の事実摘示ありと認むべきで あると主張する検察官の論旨は理由がないことになるが、事実の範囲は別としてと もかく名誉毀損罪の成立を認めた原判決は、事実誤認というよりは(証拠によつて 認定すべき事実すなわち本件において問題の新聞記事の内容は動かないのであ る)、むしろ事実に対する法律的評価を誤つたもの、換言すれば判決に影響を及ぼ すこと明らかな法令適用の誤を犯した違法があることに帰するのであつて、この点 において理由こそ異れ結果において弁護人の論旨は理由があることになり、原判決 は破棄を免れない。

なお弁護人は控訴趣意第二点の中で、 「本件記事は、被告人が、 (1)Cが書い た記事が公明選挙運動を妨げるおそれがあり、かつ(2) Сの検挙によつて当時問 題になつていた新聞弾圧のキツカケを作る危険があるので、新聞人としてのCの行 為を批判し新聞が正しく運営される気運を醸成することにあつたのであり、C個人 に対する攻撃は意図するところでなかつた。本件記事の公表は公益上必要欠くべか らざるものであつたのであり、選挙、言論の自由なる公共の利害につき、もつぱら 公益を図るに出たことが認められる。……本件のような公益に資する評論のため必 要と筆者が考える範囲で個人的スキヤンダルを取り上げた記事の公表は正当業務と して違法性はないもはといわなければならない。」と主張するのであるが、問題の 新聞記事の表題、内容、論調等からみれば、その趣意は、前述のように、C個人の起訴問題に関して同人に対する侮辱的論評を加えるにあつたものと認めざるを得な い(むしろその記事自体が、Cの発行にかかる新聞が新聞とみることのできないよ うなもので選挙妨害の力があるかどうか疑わしいとし、新聞記者気どりのCがあた かもおかしい存在であるかのようにしなして、これらをほとんど問題にしていない ことを物語つている。)から、それは社会の必要とする事実の報道とこれに対する 公正な批判という新聞本来の使命を逸脱するものであることはもちろんで、論旨は 理由がないといわなければならない。

(罪となるべき事実)

被告人は旬刊新聞「A」の編集兼発行人であるが、昭和三〇年八月一二日発行の同紙上に、新聞「Bタイムス」を発行しているCが選挙妨害の評論を掲載した号外

新聞を発行したかどで起訴された事実を記事として報道するに際し、これに関し、「果して犯罪は成立するか?C君の出方如何が見もの」と題し、「右Bタイムスイムと正義を守り真実を報道する新聞でないことは衆知のとおりで、記者はBタイムスはC君の生活のための手段であり武器だとしか思つていないが云々」とけならえ、「しかし犯罪が成立するためには可能的条件がなくてはならない。D氏とえられると思ってもそれがオモチヤでは殺されるはずはない。D氏はどのカがあるかどうか?」と述べてから別紙傍個所(一)記載のように、風聞、の言動等を引いて右Cを皮肉にあざけり、さらに同人が右起訴に対しどのようないろ場合を仮定推測して右C個人のとるべき行動等に関し揶揄軽侮の論評を加いる場合を仮定推測して右C個人のとるべき行動等に関し揶揄軽侮の論であるとして、別紙傍点個所(二)記載の論評を加いる場合を仮定推測して右C個人のとるべき行動等に関し揶揄軽ーの論であるとして、公然Cを侮辱したものである。

(証拠の標目)

一 押収してある新聞紙「A」一枚(東京高等裁判所昭和三三年押第一九三号) 一 検察官作成のFの供述調書

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法第二三一条に該当するから所定刑中科料刑を選択し、罰金等臨時措置法第二条第二項にしたがい、所定金額の範囲内で被告人を科料九百円に処し、刑法第一八条により右科料を完納することができないときは、三百円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置すべきものとし、なお押収してある新聞紙「A」一枚(東京高等裁判所昭和三三年押第一九三号)は、同法第一九条第一項第二号第二項によりこれを没収し、訴訟費用中原審において生じたものは、刑事訴訟法第一八一条を適用して被告人に負担させることとする。

(裁判長判事 加納駿平 判事 足立進 判事 山岸薫一)

(別 紙)

" Bタイムス"のC君 選挙妨害で起訴さる

果して犯罪は成立するか?

C君の出方如何が見もの

上田市でBタイムスと云うのを発行しているC君が、公職選挙法違反で上田地検から起訴された。適用条文は同法一四八条の二で「何人も当選を得、もしくは得し め、または得しめない目的をもつて新聞または雑誌に対する編集その他の経営上の 特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道および評論を掲載し、または掲載 させることができない」と規定されており、これに違反した者は二年以下の禁錮、 または二万五千円以下の罰金に処せらるることになつている。C君は過般の衆院選 で、候補者のD氏を当選せしめぬ目的で評論を書き、号外を発行したと云うのである。Bタイムスが新聞倫理綱領に照らしても、東西の新聞論者の定義に見ても「社会正義を守り、真実を報道する」新聞でないことは衆知の通りで、記者は、Bタイ ムスはC君の生活のための手段であり、武器だとしか思っていないが、公職選挙法 が対象とする新聞紙は、選挙公示前六ヵ月以来、毎月三回以上発行するもので、第 三種郵便物の認可をとつてあるものを云うのであつて、新聞紙の本質よりも形式主 義に重きをおいているからBタイムスも新聞としての取扱いを受けることになる。 しかし、犯罪が成立するためには可能的条件がなくてはならない。例えばピストルで殺されると思っても、それがオモチヤでは殺される筈はない。 D氏は、Bタイム スに選挙妨害をされたと思つても、Bタイムスが果して妨害するほどの力があるか どうか?(一)巷間聴くところによればBタイムスに提灯記事を書かれればマイナ スになり、悪口を書かれれば却つてその人の信用を増すと云われている。選挙の際 など、候補者の多くはC君を敬遠して、「お金はやるから、提灯記事は書かないで くれ」と頼むそうであるが、D氏が、Bタイムスで悪口を書かれると云うことは、 却つてD氏には有利であると云う人々が決して少くない。かつてa市会議員のE氏がBタイムスで、しばしば中傷記事を書かれても「却つて信用が高まる」と云つ て、悪徳新聞粛正の意味で、名誉毀損で訴えろ!と云う多くの人々の勧告を斥け平 気でいたこともある。(二)若しC君が証人を挙げて斯る事実を証明したならば、 執行猶予位いで済むかも知れないが、新聞記者気取りで「Bタイムスは天下の公 器」だ等とタンカをきれば、オモチヤのピストルを本物であると自ら認める事にな るので、刑罰は重いことになる。尤もこの種の新聞は、或る候補の悪口を書くとき は、それと対立する候補から相当の金をもらつて、罰金覚悟で悪口を書くので、こ